

## ア パ ー ト ロ ー ン

1.商品名	ちゅうぎんアパートローン
2.ご融資期間	30年以内かつ融資対象物件の法定耐用年数以内（2年以内の据置期間を含む） ただし借換えの場合は、借換え融資対象物件の残存期間以内。
3.融資金額	原則3億円以内
4.融資金率	期間金利 [変動（6か月固定）] [3年固定] [5年固定] [10年固定] および [一般変動] の5種類があり、当行が決定する《住宅ローン金利》{ [一般変動] は《新長期プライムレート》以上} を基準金利とします。ただし、団体信用生命保険付（保険加入上限1億円）の場合は（基準金利+0.4）とします。借入時および前回選択の期間金利の適用される期間経過後いずれかの期間金利を選択いただけます（ [一般変動] は除く）。 前回選択された期間金利を変更される場合には、10,500円（消費税等を含みます。）の手数料が必要となります。
期間金利 [変動 （6か月固定）] 見直し時期 変動幅 適用開始日 支払額の変更	6か月ごと（年2回）金利を見直します。  毎年4月1日および10月1日（以下基準日という）に見直しをおこないます。 基準日現在における基準金利と前回の基準日現在（借入日が前回基準日以降の場合は借入日）の基準金利との差だけ変動します。 基準日の翌々月の約定返済日の翌日とします。 上記利率の変更がおこなわれても、10月1日の利率見直しが5回おこなわれるまでは、毎回の支払額は変更されません。5回目の10月1日の利率見直しに際しては、新利率、残存元金、残存期間、未払利息により新しい支払額を算出しますが、新しい支払額はそれまでの支払額の1.25倍を限度として算出します。
期間金利 [3年固定] 見直し時期 変動幅 適用開始日 支払額の変更	3年間一定の金利を適用します。（固定金利期間経過後、再度その時点での期間固定金利を選択することもできますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。） 毎年10月1日を基準日として借入日以降到来する3回目毎の基準日に見直しをおこないます。 借入日または前回利率見直し基準日の基準金利と新基準金利との差だけ変動します。 基準日の翌々月の約定返済日の翌日とします。 利率変更による新しい支払額は、それまでの支払額の1.25倍を限度として算出します。
期間金利 [5年固定] 見直し時期 変動幅 適用開始日 支払額の変更	5年間一定の金利を適用します。（固定金利期間経過後、再度その時点での期間固定金利を選択することもできますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。） 毎年10月1日を基準日として、借入日以降到来する5回目毎の基準日に見直しをおこないます。 借入日または前回利率見直し基準日の基準金利と新基準金利との差だけ変動します。 基準日の翌々月の約定返済日の翌日とします。 利率変更による新しい支払額は、それまでの支払額の1.25倍を限度として算出します。
期間金利 [10年固定] 見直し時期 変動幅 適用開始日 支払額の変更	10年間一定の金利を適用します。（固定金利期間経過後、再度その時点での期間固定金利を選択することもできますが、この利率は借入当初の利率と異なる可能性があります。） 毎年10月1日を基準日として借入日以降到来する10回目毎の基準日に見直しを行おこないます。 借入日または前回利率見直し基準日の基準金利と新基準金利との差だけ変動します。 基準日の翌々月の約定返済日の翌日とします。 利率変更による新しい支払額は、それまでの支払額の1.25倍を限度として算出します。
[一般変動] 見直し時期 変動幅 適用開始日	新長期プライムレートの変更日 新長期プライムレートの変更日における金利と前回の新長期プライムレートの変更日（借入日が前回変更日以降の場合は借入日）の金利との差だけ変動します。 新長期プライムレートの変更月の約定返済日の翌日とします。
期間金利 [変動（6か月固定）] [3年固定] [5年固定][10年固定]の場合	利率の見直し、支払額の見直しにより、毎回支払額がそのときに支払うべき利息金額に満たないときは、次回以降の支払分は、その不足額（未払利息）の支払に優先して充当されるものとします。その結果、借入の最終弁済期日に元金、利息（未払利息を含みます。）の一部が残る場合には最終弁済期日に一括してお支払いいただきます。
5.ご利用いただける方	下記の条件を満たす個人（個人事業主を含む）の方で、保証会社の保証を得られる方 （1）お申込み時の年齢が満20歳以上（団体信用生命保険にご加入の場合は、お借入れ時の年齢が71歳未満で、完済時の年齢が満82歳未満）の方 （2）原則として建築用地を自己所有している方

6. 資金使途	賃貸住宅の新築、増改築資金およびそれに伴う諸費用(販売を目的とするものを除く) 賃貸住宅の借換え資金												
7. 担保	融資対象物件を含む土地・建物に原則として抵当権を設定させていただきます。 なお、建物の火災保険に質権を設定させていただきます。 抵当権の設定等に関する費用は、お客さまのご負担になります。												
8. 保証人	団体信用生命保険付の場合は、法定相続人1名以上、その他の場合は、原則として法定相続人の方全員に連帯保証人となっていただきます。なお、担保提供者の方も連帯保証人となっていただきます。												
9. 返済方法	毎月元利均等分割返済 なお、店頭でお申し出いただければ返済額の試算をいたします。												
10. 手数料	<p>(1) 繰上返済手数料 期間金利 [ 変動 (6か月固定) ] ・ [ 3年固定 ] ・ [ 5年固定 ] ・ [ 10年固定 ]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>繰上返済金額 (元金)</th> <th>繰上返済手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定めなし</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税等を含みます。)</p> <p>(2) 不動産担保取扱手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>抵当権設定額</th> <th>不動産担保取扱手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超5,000万円以下</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td>52,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税等を含みます。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ただし、平成22年1月31日(日)受付分までは、繰上返済(元金)が100万円未満の場合に限り、当行分の取扱手数料を2,625円とします。</p> </div> <p>(3) 返済方法変更手数料 10,500円(消費税等を含みます。)</p>	繰上返済金額 (元金)	繰上返済手数料	定めなし	21,000円	抵当権設定額	不動産担保取扱手数料	1,000万円以下	10,500円	1,000万円超5,000万円以下	31,500円	5,000万円超	52,500円
繰上返済金額 (元金)	繰上返済手数料												
定めなし	21,000円												
抵当権設定額	不動産担保取扱手数料												
1,000万円以下	10,500円												
1,000万円超5,000万円以下	31,500円												
5,000万円超	52,500円												
11. 金利情報の入手方法	金利については窓口でお問い合わせください。												

平成21年2月16日現在